

平成21年第2回尾張旭市公平委員会議事録

- 1 開催日時
平成21年4月22日(水)
開会 午前9時30分
閉会 午後9時40分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 南庁舎2階 201会議室
- 3 出席委員
委員長 川合伸子
委員 戸塚理人
委員 岡本浩
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者
1名
- 6 出席した事務局職員
行政課長 長江建二
行政課長補佐 渡辺理
行政課法務文書係主査 森下佳美
- 7 会議に付した事件
第3号議案 職員団体の申請書の記載事項の変更登録について
第4号議案 職員相談員の指名の変更について

行政課長	本日は、委員各位におかれましては、ご多用のところご出席を賜り、ありがとうございます。 議事に入ります前に、4月1日付け人事異動により事務職員が交替となり、渡辺理が事務職員となりましたので、よろしく申し上げます。
事務局	よろしく申し上げます。(渡辺)
行政課長	それでは、会議に入ります。 会議の進行につきましては、委員長にお願いしたいと思います。 よろしく申し上げます。

委員長	<p>委員 3 名出席です。</p> <p>地方公務員法第 1 1 条に基づき定足数ですので、ただ今より平成 2 1 年第 2 回尾張旭市公平委員会を開会いたします。</p> <p>これより議事に入らせていただきます。</p> <p>本日の議案は、第 3 号議案『職員団体の申請書の記載事項の変更登録について』、第 4 号議案『職員相談員の指名の変更について』の 2 議案です。</p> <p>それでは、第 3 号議案『職員団体の申請書の記載事項の変更登録について』を議題とします。</p> <p>議案について事務局より説明して下さい。</p>
事務局	<p>第 3 号議案『職員団体の申請書の記載事項の変更登録について』を、ご説明いたします。1 ページをご覧下さい。</p> <p>この案につきましては、地方公務員法第 5 3 条第 9 項の規定において「登録を受けた職員団体は、その規約又は申請書の記載事項に変更があったときは、条例で定めるところにより公平委員会にその旨を届け出なければならない。」とあり、また、尾張旭市職員団体の登録に関する条例第 4 条第 1 項に「登録を受けた職員団体は、その規約若しくは申請書の記載事項に変更があったときは、公平委員会へ書面をもってその旨を届け出なければならない。」と規定されています。</p> <p>それらの規定に基づきまして、登録を受けている職員団体であります尾張旭教育労働者組合の代表者から届出がありましたもので、当該職員団体の申請書の記載事項を変更登録する必要があるからでございます。</p> <p>変更の内容についてご説明いたします。変更の届出は、職員団体の役員改任の件でございます。2 ページに改任届の写しを添付してございます。当該職員団体の規約第 1 5 条に規定する役員のうち、2 名の役員が改任されましたので届出があったものでございます。改任されました役員は、執行委員</p>

事務局	<p>4名のうち一番下の行のかたと、監査委員2名のうち上の行のかたでございます。そのほかの役員につきましては変更ございません。</p> <p>なお、3ページには、役員の選出につきましての当該組合の選挙管理委員長による、役員改任の証明書が添付してございます。</p> <p>以上ご説明した変更の届出は、変更登録の要件に適合しているものと思われますので、宜しくご審議の程お願い申し上げます。</p>
委員長	<p>ただ今の説明の内容等につきまして、ご質問等があればお受けいたします。</p> <p>(質問なし)</p> <p>ご質問はないようです。</p> <p>尾張旭教育労働者組合の職員団体の申請書の記載事項を、公平委員会に変更登録することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議もないようですので、尾張旭教育労働者組合の申請書の記載事項を公平委員会に変更登録することとします。</p> <p>それでは、続きまして第4号議案『職員相談員の指名の変更について』を議題とします。</p> <p>議案について事務局より説明して下さい。</p>
事務局	<p>第4号議案『職員相談員の指名の変更について』ご説明いたします。4ページをご覧下さい。</p> <p>この案を提出いたしますのは、平成17年4月に制定いたしました『尾張旭市職員からの苦情相談に関する規則』第3条の規定において、[公平委員会の委員及び事務職員並びに苦情相談の解決のために特に必要があると認める者を苦情相談を受けて処理する者として指名することができる。]とさ</p>

事務局	<p>れています「職員相談員」を、人事異動に伴い指名変更する必要があるからでございます。</p> <p>公平委員会事務職員3名のうち、平成21年4月1日付け人事異動により、事務職員毛利重成が解任され、新たに事務職員として渡辺理が任命されたため、指名の変更を行うものでございます。</p> <p>以上が第4号議案についての説明でございます。</p>
委員長	<p>ただ今の説明の内容等につきまして、ご質問等があれば受けいたします。</p> <p>(質問なし)</p> <p>ご質問もないようです。職員相談員の指名の変更について、ご異議ございませんか。</p> <p>(意義なし)</p> <p>ご異議もないようですので、議案のとおり職員相談員の指名を変更することとします。</p> <p>これで全ての議案につきまして終了いたしました。そのほかに、何か事務局からございますか。</p>
行政課長	<p>3月26日の公平委員会で、過去5年間の尾張旭市職員の分限及び懲戒処分の状況を、年度途中までということでご報告させていただきましたが、平成20年度末までの件数が確定いたしました。3月24日付の事務処理中であったものが1件反映されておりませんでしたので、改めてご報告いたします。</p>
戸塚委員	<p>処分の理由は何ですか。</p>
行政課長	<p>「心身の故障のため、長期の休養を要する場合」でございます。平成20年度に2件ありました処分は、2件とも病気によるものということでございます。</p>
戸塚委員	<p>わかりました。</p>

委員長	事務局の説明の内容等につきまして、ご質問等はありませんか。 (質問なし) ないようですので、これをもちまして平成21年第2回尾張旭市公平委員会を、閉会いたします。
行政課長	(お礼のあいさつ)